

現場代理人、主任技術者又は監理技術者、営業所の専任技術者の兼務について
 (尾張旭市内に契約先を有する建設業者が対象)

○兼務可 ▲兼務不可(特例あり) ×兼務不可

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人		○	×		○	×
	主任・監理技術者	○		▲(注3)	○		×
	営業所の専任技術者	×	▲(注3)		×	×	
別途工事	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	▲(注4) (注6)	▲(注6)	×	▲(注4)	×
		主任・監理技術者	▲(注6)	○	▲(注3)	×	▲(注5)
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	▲(注4)	×	×	▲(注4)	×
		主任・監理技術者	×	▲(注5)	×	×	▲(注5)

注1 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事

注2 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事

注3 営業所の専任技術者が、現場の主任技術者と兼務できるのは、当該営業所において契約を締結した工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にある場合に限られる。

注4 現場代理人が2つの工事を兼務できるのは、密接な関連のある2つの建設工事を同一現場又は近接(原則、隣接)する場所において施工する場合に限られる。

注5 主任技術者が2つの工事を兼任できるのは、密接な関連のある2つの建設工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合に限られる。

注6 1件の請負金額が4,000万円(建築一式工事では8,000万円)未満で、請負金額の総計(契約時点)が4,500万円(建築一式工事では8,500万円)を超えない3工事以内では、現場代理人及び主任技術者との兼務が可能。この場合、現場代理人は兼務する現場のいずれかに常駐しなければならない。